

新

旧

別表

種別	区分	サービス種別	支給額
介護サービス施設・事業所	入所系	介護医療院	12,000円/人(定員)
		介護療養型医療施設 ※2	
		介護老人福祉施設	
		介護老人保健施設	
		短期入所生活介護(空床型を除く)	
		短期入所療養介護(空床型を除く) ※2	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		認知症対応型共同生活介護	
		特定施設入居者生活介護	
		養護老人ホーム	
		軽費老人ホーム	
	訪問系	訪問介護	50,000円/事業所
訪問入浴介護			
訪問看護 ※2			
訪問リハビリテーション ※2			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
居宅介護支援			
福祉用具貸与			
通所系	地域密着型通所介護	140,000円/事業所	
	通所リハビリテーション ※2		
	通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		

別表の以下は略。

別表

種別	区分	サービス種別	支給額
介護サービス施設・事業所	入所系	介護医療院 ※2	12,000円/人(定員)
		介護療養型医療施設 ※2	
		介護老人福祉施設	
		介護老人保健施設 ※2	
		短期入所生活介護(空床型を除く) ※2	
		短期入所療養介護(空床型を除く) ※2	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		認知症対応型共同生活介護	
		特定施設入居者生活介護	
		養護老人ホーム	
		軽費老人ホーム	
	訪問系	訪問介護	50,000円/事業所
訪問入浴介護			
訪問看護 ※2			
訪問リハビリテーション ※2			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
居宅介護支援			
福祉用具貸与			
通所系	地域密着型通所介護	140,000円/事業所	
	通所リハビリテーション ※2		
	通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		

別表の以下は略。

新	旧
<p>1 申請時点で、対象サービスの指定を受けており、廃止又は休止していないこと。</p> <p>2 医療機関が介護サービスを行っている場合、県医療政策課が給付する医療機関等への支援金の支給を受ける<u>施設等</u>については、支給対象外とする（重複しての給付は不可）。</p> <p>3 障害者支援施設（施設入所支援）で行う日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援等）については、通所系事業所としては支給対象外とする。</p> <p>4 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護については、4サービスのうち、複数のサービスを実施している場合でも、1つの事業所として支給する。</p> <p>5 介護保険法の指定も受けている障害福祉サービス事業所については、<u>介護サービス施設等又は障害福祉サービス施設等のいずれかの種別の支援金を支給</u>する（重複しての給付は不可）。</p> <p>6 計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援については、3サービスのうち、複数のサービスを実施している場合でも、1つの事業所として支給する。</p> <p>7 多機能型事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスのうち、2つ以上のサービスを一体的に行うこと）については、1つの事業所として支給する。</p>	<p>1 申請時点で、対象サービスの指定を受けており、廃止又は休止していないこと。</p> <p>2 医療機関が介護サービスを行っている場合、県医療政策課が給付する医療機関等への支援金の支給を受ける<u>者</u>については、支給対象外とする（重複しての給付は不可）。</p> <p>3 障害者支援施設（施設入所支援）で行う日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援等）については、通所系事業所としては支給対象外とする。</p> <p>4 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護については、4サービスのうち、複数のサービスを実施している場合でも、1つの事業所として支給する。</p> <p>5 介護保険法の指定も受けている障害福祉サービス事業所について、<u>県長寿社会課が給付する介護福祉サービス施設への支援金の支給を受ける者については、支給対象外とする</u>（重複しての給付は不可）。</p> <p>6 計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援については、3サービスのうち、複数のサービスを実施している場合でも、1つの事業所として支給する。</p> <p>7 多機能型事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスのうち、2つ以上のサービスを一体的に行うこと）については、1つの事業所として支給する。</p>